

総務常任委員会会議録

令和4年11月30日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、山上委員、柳下委員、天利委員
欠席委員 青木委員
説明者 野崎総務部長、伊藤総務課長、辻井主査、内藤主査
皆川人事課長、三澤副主幹、高橋副主幹
戸村町民部長、岡野町民協働課長、栢沼主査
高木町民安全課長、三町副主幹、嶺主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第64号 寒川町情報公開条例の一部改正について
2. 議案第63号 寒川町部設置条例の一部改正について
3. 議案第66号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について
4. 議案第62号 寒川町自治基本条例の一部改正について
5. 議案第67号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について
6. 議案第68号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の総務常任委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案6件となります。次第のとおり進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、議案の内容につきましては、先日本会議場で提案説明がございましたけれども、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第64号 寒川町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、おはようございます。これより付託議案の1つ目、議案第64号 寒川町情報公開条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、伊藤総務課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 おはようございます。それでは、議案第64号 寒川町情報公開条例の一部改正についてご説明させていただきます。本会議場での総務部長の説明と重複する部分もございますが、よろしく願いいたします。

本議案につきましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講じるものでございます。

条例改正の概要でございますが、現行の寒川町情報公開条例における公文書と令和5年4月1日から施行される改正後の個人情報の保護に関する法律における行政文書の間が生じるそごを解消するため、改正を行うとともに、条文の整備を図るものでございます。

現行の寒川町情報公開条例においては、公文書について第2条第1号において提示しており、同号ただし書において、文書または図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって実施機関が定めるものについては除外する旨を規定しております。この実施機関が定めるものは、寒川町情報公開条例施行規則において、会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録としています。

一方、改正後の個人情報保護法においては、行政文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する行政文書としておりますが、これらの法律において寒川町情報公開条例と同様の実施機関が定める電磁的記録を除外する旨の規定はございません。したがって、情報公開条例における公文書と個人情報保護法における行政文書にそごが生じることから、今回の一部改正によりその解消を図るとともに、改正後の個人情報保護法の施行に合わせて条文の整備を図るものでございます。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明いたします。タブレット資料は01議案第64号寒川町情報公開条例の一部改正についての3ページ新旧対照表をご覧ください。

表の左側現行の第2条第1号中「寒川町個人情報保護条例（平成11年寒川町条例第25号）第2条第1号に規定する電磁的記録」を「電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）でつくられる記録」に改め、同号ただし書を削ります。

最後に附則として、第1項において、この条例の施行期日は令和5年4月1日とし、第2項において適用区分として、「この条例による改正後の寒川町情報公開条例第2条第1号の規定にかかわらず、施行日前に実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であってこの条例による改正前の寒川町情報公開条例第2条第1号に該当するものについては、なお従前の例による。」としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 今回個人情報保護条例の一部改正ということですが、これは3月にも一部改正がたしか出たと思うんですけど、そのときも質問しましたけど、これもデジタル法の関連からこういうことになったということだと思うんですけど、その中で今回ただし書のところが削除されていますけど、これによって寒川町として影響というのはどういうものがあるのかお聞きします。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 今回のただし書を削るといったところについて、条例改正といった大きな部分で申し上げますと、内容としては、ご説明で申し上げた法における行政文書と情報公開条例による公文書といったものの差がなくなっていくといったこととなりますので、町民の方にとりましては、開示請求等が可能な文書といったものが同一の対象となってくるという部分でございますので、制度としてはより分かりやすいものになってきていると考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 情報公開としては、開示請求されたときには差が出なくなるということの今説明でしたけど、ということは、今回の条例改正では、町独自の条例とか、そういうものがなくなる、たしか国の統一したものになるということになると思うんですけど、町独自で情報公開条例のものというのは何か残るものはありますか。

【黒沢委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 情報公開条例自体は、町独自で全て情報公開に関する制度について検討して、審議会等を経た上でご提案しているものでございます。その中で今回の法律改正に合わせて、より分かりやすい制度とするために、今回一部改正を同様の趣旨で図るようなものとなっております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第63号 寒川町部設置条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、続きまして、付託議案の2つ目、議案第63号 寒川町部設置条例の一部改正についての審査をお願いいたします。それでは、皆川人事課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 おはようございます。それでは、議案第63号 寒川町部設置条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。提案理由にありますとおり、町民に分かりやすく、かつ新たな行政課題及び多様化する町民ニーズに対応できる行政組織とするために組織の見直しを行ったことによるものでございます。組織の見直しに当たりましては、寒川町行政組織等検討委員会で検討を重ね、議会からの意見等を踏まえ、ご提案するものでございます。改正条例の条文の前に見直しの方針と今回の見直しの方向について説明させていただきます。

タブレット資料02-3 参考資料行政組織の見直しについてをご覧ください。方針といたしましては、町の組織については、町の自治基本条例において、町民に分かりやすく、簡素で機能的なものとするよう努め、社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう見直すとしております。

また、町では、昨年度令和3年度において、新たな総合計画2040のスタートに合わせて計画を効率的、効果的に推進するために機構改革を実施したところですが、事業進捗や国の動向等社会経済情勢に応じて組織体制の見直しを行う必要が生じたことから、総合計画の組織に対して体系的に進める範囲内において、分かりやすく効果的な見直しを検討するとしております。

次に、見直しの方向性については、具体的に4点挙げさせていただいております。1つ目は、給食センターの稼働開始、こちらへの対応です。（仮称）学校給食センターが令和5年度途中に設置され、9月から稼働となることから、教育施設給食課の事務分掌の整理が必要となります。

2つ目は、自治体のデジタル化の推進体制の充実への対応です。昨年度において国がデジタル庁を設置するなど地方行政のデジタル化が進められており、今後のDX推進への対応など部署の検討が必要というものでございます。

3つ目は、拠点づくり部の整理統合、こちらへの対応です。寒川駅北口地区土地区画整理事業においては、5年度の秋をめどに事業の終了が見込まれており、田端西地区のまちづくりも、今後は組合土地区画整理事業への支援として着実に行われることが見込まれております。町の掲げる3つの拠点づくりも、今後は東海道新幹線新駅設置を目指す倉見のまちづくりの推進を残るところとなりますが、現行の3課で構成する拠点づくり部については、部単体での事務量が他部に比べて減少しているところから、都市建設部への統合の検討が必要というものでございます。

4つ目として、子育て支援課の事務量増大による在り方検討ですが、昨年度の機構改革において、子育て支援の充実の観点から特に母子保健から小学校就学前の教育・保育への連携強化の観点で、子育て支援及び母子保健の部門と保育部門を一体として進めてきたところですが、保育部門での町外の保育所利用への支払い処理や幼稚園の認定こども園化に伴う国庫補助関連業務の事務量の増大、こども家庭庁の動向なども踏まえ、保育部門の在り方の検討が必要となっている、以上4点の見直しを行ってまいりました。また、過日委員の皆様からもご意見を頂戴し、それらを踏まえて改めて組織の全体構成の中で説明させていただきます。

タブレット資料02-2参考資料寒川町行政機構図の新旧対照表をご覧ください。機構順の説明となりますが、企画部では企画政策課からICT推進担当を独立させ、同部内に新たにデジタル推進課を設け、情報施策や自治体DXを所掌するDX推進担当とシステム開発や事務処理、ICT技術の研究利活用を所掌する情報システム担当を設けます。

2部を飛びまして、学び育成部では、子育て支援課から保育担当を独立させ、1つの課とし、名称は、業務の性質から保育幼稚園課とし、認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に関する事項を所掌する保育幼稚園担当を置きます。

次のページをご覧ください。現行の拠点づくり部の倉見拠点づくり課、田端拠点づくり課、寒川駅周辺整備事務所の3課につきましては、都市建設部に置くこととし、倉見拠点づくり課についてはそのままの課として配置し、これまで同様に倉見拠点づくり担当を置きます。また、田端拠点づくり課と寒川駅周辺整備事務所については、2課を統合して新たに都市整備課として配置し、田端西地区のまちづくりの推進と寒川駅周辺の整備に関することなどのほか、市街地に関することを所管する市街地整備担当として置くことといたします。

続きまして、教育委員会の中では、教育施設給食課内にある学校給食担当は、5年度当初はそのままとし、（仮称）給食センター設置後に年度途中で規則改正により名称を変更していく形で進めてまいりたいと考えております。

それでは、寒川町部設置条例の新旧対照表をご覧ください。タブレット資料02-1 議案第63号3分の3ページ新旧対照表の1ページでございます。第1条が、部の設置ということで、部の名称が規定されております。今回は拠点づくり部の3課の整理統合に伴い、第1号中の「拠点づくり部」を削るものでございます。

次に、第2条は、部の事務分掌に関する規定でございます。まず、都市建設部の事務分掌中第9号として、ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関する事、第10号として、田端西地区のまちづくりに関する事及び第11号として、寒川駅周辺整備に関する事を加えます。

次に、拠点づくり部の項を削ります。

最後に附則でございます。この条例は令和5年4月1日から施行といたします。

ただいま条例の内容についてご説明いたしました。今日は前段で条例改正の理由になった組織の見直しについてもご説明いたしました。そのため課や担当についてもご説明した部分がございますが、担当の名称等は若干の調整の可能性がございます。議案となります部設置条例には、部の名称及び部の主な事務分掌が規定されておりますので、これらはこの議案で確定することになりますが、課や担当の名所につきましては、今後も変更の可能性があり、各課の事務分掌とともに町の事務分掌規則で規定することとなりますので、規定いたしましたら、改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第66号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、付託議案の3つ目になります。議案第66号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についての審査をお願いいたします。それでは引き続き、皆川人事課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 それでは、議案第66号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備につきましてご説明申し上げます。国家公務員にかかる定年年齢の引上げなど新たな人事制度の創設に伴い、地方公務員法も一部改正が行われました。まず、今回の地方公務員法の改正で新たに定められた制度の概要についてご説明させていただきます。

資料03-2 参考資料新たな人事制度の概要をご覧ください。タブレットは10分の2ページをご覧ください。地方公務員法の改正により7つの新しい人事制度が定められました。新たな人事制度が定められた背景についてでございますが、複雑、高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくこと

が必要であるため、職員の定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職上限年齢による降任等並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられ、地方公務員法が一部改正され、令和5年4月1日に施行されることとなっており、町も所要の措置を講ずるものでございます。

3ページをご覧ください。1つ目は、職員の定年年齢の引上げについてでございます。定年退職となる年齢が60歳から65歳に2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和5年度から適用され、令和13年度に定年年齢が65歳となります。

続きまして、4ページをご覧ください。役職定年制の導入についてでございます。上段の説明にありますが、60歳到達日の翌日から翌年4月1日までの間に引き上げられた定年年齢までの任用が決定します。また、条例に定める管理監督職は、年度末までに非管理監督職に降任するというものでございます。

なお、4行目以降にありますが、60歳到達日以降で一旦退職し、再度短時間勤務職として再任用される制度も新設されます。

中ほどからの図をご覧ください。職員は、60歳の時点で引き続き常勤の職員として勤務を続けるが退職するかを選択することとなります。下段にあります非管理監督職、町でいうところの管理職手当が支給されない6級以下の職員は、引き続き常勤の職員として勤務することを選択する場合、中ほどの下から2段目にありますが、現行の職制のまま勤務することになります。また、退職を選択した場合は、1段下の段にありますが、本人の意向及び勤務実績等を基に定年前再任用短時間勤務の職として勤務することができます。

次に、中央の緑の線の上の段にあります管理監督職については、管理職手当が請求される8級と7級の職員ですが、引き続き常勤の職員として勤務することを選択する場合、原則としては非管理監督職の6級以下に降任して勤務することになります。

中央列の下から3段目、非管理監督職への降任と記載されたところになります。また、退職を選択した場合は、本人の意向及び勤務実績等を基に定年前再任用短時間勤務の職として勤務することができます。

なお、一番右側の主な勤務条件についての記載は、管理職、非管理職にかかわらず、上段が引き続き常勤職となった場合で、下段が退職後に再任用となった場合であるご理解ください。

続きまして、5ページをご覧ください。役職定年制の適用除外に関する説明となっております。表をご覧ください。左側の茶色の枠にありますように、管理監督職は、条例で定める職、降任等が適用される職と上記以外の職に分類されます。

町においては、現在全ての職は60歳定年となっていることから、管理監督職勤務上限年齢制の対象から外す職は想定しておりませんので、特例任用等の説明は、ここでは説明を省略し、後ほど条文に関する説明の中で触れさせていただきます。したがって、町の管理監督職は、全員表の上段の管理監督職上限年齢適用による降任等が適用される職に該当すると考えております。

続きまして、6ページをご覧ください。3の60歳から定年年齢までの間の給料月額引下げについてです。当分の間60歳に到達した日後の最初の4月1日、これを特定日と言いますが、その日以降60歳到達時点の給料月額の7割水準を基調とした給料月額への引下げ、いわゆる7割措置が行われることにな

ります。

国では、60歳到達時点での降任が考えられるので、図のような年度途中の後任のための措置を表していますが、表の米印で小さく記載してありますが、異動日は一般的に4月1日が多いとありますので、町でいえば特定日に7割水準になるとご理解ください。

下段の非管理監督職の給料月額を図は、6級職以下で60歳に到達する場合となります。

続きまして、7ページをご覧ください。4の定年前再任用短時間勤務制度の採用についてです。60歳に達した日以後に退職した職員を、従前の勤務実績その他の基準による選考で短時間勤務の職に再任用する制度としています。

ページが一番下、現行の再任用制度との違いを示している表の⑦任用のタイミングですが、定年前再任用短時間勤務職は、60歳到達日まで常勤職員として勤務し、60歳到達日以降に退職することが条件となります。60歳になる前に退職する場合、現行の制度では、空白期間があっても勤続25年以上で60歳以上であれば再任可能ですが、新たな制度では、60歳になる前に退職する場合、再任用はできないこととなります。

続きまして、8ページをご覧ください。5の定年の引上げに伴う退職事由の特例と退職手当の算定方法についてです。60歳到達日以後定年年齢までの間にその者の非違によることなく退職した場合の退職事由は、当分の間定年として扱われるというものでございます。また、退職手当は、退職日の給料月額を基礎に算定されますが、ピーク時適用が適用され、下の表のように60歳のときの給料月額で計算した退職手当に定年引上後の任用期間の給料で計算された退職手当が加えられて支給されることとなります。

なお、退職手当に関する改正は、町では行わず、町が加盟しております神奈川県退職手当組合が行います。

続きまして、9ページをご覧ください。6の事前情報提供勤務意思確認制度の導入についてです。当分の間60歳に達する日の属する年度の前年度に60歳に達する日以後の任用、給与、退職手当等に関する措置の内容など必要な情報を提供し、60歳に達する日以後の勤務の意思を確認するように努めるというもので、情報提供は義務、意思確認は努力義務とされております。この部分だけは本年度から適用することとなります。

続きまして、10ページをご覧ください。7は、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置についてでございます。定年引上げにより現行の再任用制度は廃止されますが、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けることとされたものでございます。年齢と再任用制度との相関関係は表に記載のとおりでございます。

なお、定年前再任用短時間勤務は、60歳到達日から各年代の定年まで継続して任用されるものですが、定年後から65歳までの暫定再任用については、現在の再任用職員と同様に1年更新となります。また、定年前再任用短時間勤務とあるとおり、フルタイム勤務にはなれないなどの違いがございます。

新たな制度の概要は以上となります。

次に、改正条例について新旧対照表で説明させていただきます。資料03-1 議案第66号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備についての新旧対照表をご覧ください。タブレットは77分の1ページからとなります。

なお、これからの説明に当たりましては、タブレット番号77ページに対応したページ番号でご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

条例改正案は条立てとなっており、9本の条例を一部改正し、1本の条例を廃止するものでございます。

31ページをご覧ください。新旧対照表の1ページ目となります。第1条関係は、寒川町職員の定年等に関する条例でございます。この条例については、国から参考例が示されましたので、それに準ずる形で改正しております。

まず、題名の次に目次をつけます。第1条は、趣旨規定ですが、地方公務員法の一部改正に伴い引用する根拠規定を整備します。第3条は、職員の定年年齢を定める規定ですが、定年年齢を65歳に改めます。第4条は、定年による退職の特例として、特例任用を定める規定です。この規定は、職員の退職によって公務の運営に著しい支障が生じる場合に、1年以内で最長3年間当該職員の定年を延長することができるというものです。第4条第1項にただし書として、特例任用により役職定年制の異動期間を延長する規定を追加するほか、33ページにわたり、同条第4項までの規定について条文を整理いたします。

33ページをご覧ください。第5条の次に第3章として、今回の法改正で新たに設けられた管理監督職勤務上限年齢制についての規定を加えます。第6条は、管理監督職上限年齢制の対象となる職を管理職手当の支給を受ける職と定めます。第7条は、管理監督職上限年齢を60歳と定めます。第8条は、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき3つの基準を定めます。第1号にある基準は、降任等をするに当たっては、その職に必要な職務遂行能力と適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。

34ページになりますが、第2号にある基準は、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。第3号にある基準は、同時期に異なる職制上の段階に属する職員の降任等を行う場合、町においては8級の職員と7級の職員を同時期に降任等をする場合になりますが、その場合は、やむを得ない場合を除き同じ職制上の段階に属する職に降任等をするか、または7級を下位の職制上の段階に属する職に降任等をするというものでございます。

次に、第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督への任用の制限の特例を定める規定です。管理監督職の職員は、原則として60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間、この時期を異動期間と言います。この異動期間のうちに非管理監督職へ降任等をしますが、特別な事由がある場合には、その異動期間を1年以内で延長し、当該管理監督職に留任させることができる旨を規定します。第9条第1項では、管理監督職に留任させることができる3つの特別な事由を定めます。第1号にある事由は、高度の知識、技能または経験を必要とする職であり、降任等によって生ずる欠員を補充することが困難なことから公務の運営に著しい支障が生じることです。

35ページをご覧ください。第2号にある事由は、職務の勤務環境や勤務条件に特殊性があるため、降任等によって生ずる欠員を補充することが困難なことから、公務の運営に著しい支障が生じることです。第3号にある事由は、次のページにわたりますが、職務を担当する者の交替が当該職務を遂行する上で重大な障害となる特別な事情のあるとき、例えば期間限定のプロジェクトを行っていて、降任等によって職員が交替した場合に、プロジェクトそのものに支障を来すような場合が国から示されております。第2項では、1年延長された後も特別な事由が引き続きあると認められるときは、1年ごとに最大で3

年間管理監督職に留任させることができる旨を規定します。第3項は、特定管理監督職群に属する管理監督者の勤務延長に関する規定です。特定管理監督職群とは、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、職員の年齢別構成その他これらの欠員を容易に補充することができない特別の事情がある特定の管理監督職グループを言います。例えば幼稚園や保育園の園長、公立学校の校長、教頭といった職が該当するとされます。特定管理監督職群に属する管理監督職については、降任等によって生ずる欠員を補充することが困難なであって著しい支障が生じる場合には、特例として、その異動期間を1年ごとに延長し、最長で5年間当該管理監督職に留任させる、または特定管理監督職群のほかの管理監督職への降任等をさせることができる旨を規定します。

なお、現在のところ特定管理監督職群に該当する管理監督職は存在しておりませんが、今後に備え規定を整備しておくこととするものでございます。

次に、36ページ中段からの第9条第4項の規定は、第1項または第2項により最大3年間管理監督職に留任させた後、その職員が特定管理監督職群に該当する管理監督職であって、第3項の事由にも該当するときは、さらに2年間当該管理監督職を留任させることができる旨を規定します。

次に、第10条は、第9条の規定に基づき管理監督職に留任等をさせる場合には、あらかじめ職員の同意を得ることを規定いたします。

次に、37ページをご覧ください。第11条は、留任にかかる特別な事情がなくなったときは、期間の途中であったとしても速やかに職員を管理監督職から降任等をする旨を規定いたします。

続きまして、第12条からは第4章として、今回の法改正で新たに設けられた定年前再任用短時間勤務制についての規定です。第12条は、60歳に達した日以後に退職した職員を従前の勤務実績等に基づき選考し、短時間勤務の職に再任用することができる旨を規定します。第13条では、町が加入する地方公共団体の組合の60歳以上の退職者を同様に再任用として採用することができる旨を規定します。

次に、38ページをご覧ください。附則第3項は、定年に関する経過措置でございます。職員の定年は、60歳から65歳に2か年度に1歳ずつ段階的に引き上げることから、第3条の定年年齢を65年、65歳と定める規定の読替えを定めるものでございます。

次に、附則第4項は、法改正に伴い新たに導入されたもので、60歳に達する日の属する年度の前年度に60歳以降の任用、給与等に関する必要な情報を提供し、60歳に達する日以後の勤務の意思を確認する努力義務を定めるものでございます。

続きまして、39ページをご覧ください。第2条関係は、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表でございます。条例第2条第2項は、公益的法人等への派遣の対象から除外される職員について定めた規定です。第1号と第2号の改正規定は、法改正に基づき現在の再任用制度について定めた根拠規定がなくなることから、条文を整理するものでございます。

次に、40ページをご覧ください。第5号は、管理監督職勤務上限年齢制の特例として引き続き管理監督職に留任させている職員は、派遣の対象外とする規定を加えるものでございます。これは、従前により第4号として、特例任用により勤務延長させた職員は、対象としていることから、同様の取扱いとし、その他条文の整備をするものでございます。

続きまして、第3条関係は、寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表をご覧

ください。こちらは法改正に伴う条文の整理となります。

続きまして、41ページをご覧ください。第4条関係は、寒川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表です。後ほど給与条例の中でも説明いたしますが、管理監督職勤務上限年齢による管理監督職から非管理監督職への降任に伴う降給が必須となったため、職員の降給に関する規定を整備するものでございます。降給に関しては、国の参考例が示されたことから、それに準ずる形で改正をしております。

まず条例の名称を改めます。地方公務員法における分限処分は、降任、免職、休職及び降給がありますが、これまではそのうちの降任、免職、休職に係る手続及び効果についてのみ条例で規定していました。法改正に伴い降給については、その処分事由を含めて条例で定める必要があることから、名称を寒川町職員の分限に関する条例に改めるものでございます。

第1条は、趣旨規定で、職員の意に反する降給を追加します。第2条は、降給の種類として、降格、降号及び降給を定めます。降格は、職員の意に反して職員の職務の級を下位の職務の級に変更することを言い、降号は、職員の意に反して職員の号給を同一の職務級の下位の号給に変更することを言います。降給については、地方公務員法第28条の2第1項に定める管理監督職が他の管理監督職へ降給を伴う転任をする場合に降給のほか、条例の附則第2項の読替規定により、60歳超職員に対する給料月額7割措置による降給を指すものでございます。

42ページにわたりますが、第3条では、降格の事由として3つの事由を定めます。1つ目の事由は、下位の職務の級に降任すること。管理監督職上限年齢制による降任はこれに当たります。2つ目の事由は、勤務成績不良、心身の故障または職に対する適格性の欠如のいずれかにより職員が職務の遂行に堪えないときでございます。3つ目の事由は、職制、定数の改廃や予算の減少により職の数が不足するときでございます。

第4条は、43ページにわたりますが、降号の事由として、職員がその職における職務遂行能力を有するものの勤務実績がよくない状態が改善されない場合に降号を行うことができる旨を規定します。

次に、第5条から第9条までは、条を繰り下げるとともに、条文を整理するものでございます。

次に、附則第2項は、60歳超職員に対する給料月額7割措置による降給についての読替規定です。附則第3項は、第2項の60歳超職員に対する給料月額7割措置による降給については、職員の意に反する分限処分について書面の交付を義務づけている第5条第2項の規定を適用しない旨を定めるものでございます。

続きまして、44ページをご覧ください。第5条関係は、寒川町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。第3条は、減給の効果について定める規定ですが、減給の対象を発令の日における給料とそれに対する地域手当の合計額に改めます。また、パートタイム会計年度任用職員には俸給が支給されますが、減給の対象から特殊勤務手当に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び期末手当に係る報酬を除きます。また、条文に後段として、減給額が給料等の10分の1を超える場合は、減給額を減らす旨を加えます。この規定は、減給されている職員が降給となった場合に、発令時の給料等に基づく減収額が現に受けている給料等の10分の1を超えてしまう場合に、減給額を減らして10分の1にするために加えるものでございます。

続きまして、第6条関係は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第2条第2項は、再任用短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の勤務時間を定めている規定ですが、法改正に伴い「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるとともに、項を分けて第2項を定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を定める規定に、45ページになりますが、第3項を任期付短時間勤務職員の勤務時間を定める規定へと改めます。また、任期付短時間勤務職員の勤務時間は、これまでの規定では、職員の育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の勤務時間として、1週間当たり19時間20分までと定めていましたが、他の理由による任期付短時間勤務職員もいることから、併せて任期付短時間勤務職員の勤務時間を1週間当たり31時間までに改めます。

次のページにわたりまして、第3条以下の改正は、全て改正法に伴い「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換える改正でございます。

続きまして、46ページから47ページになりますが、第7条関係は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第2条第1項は、育児休業することができない職員を定める規定ですが、今回の法改正で新たに設けられた管理監督職勤務上限年齢制の特例として、60歳到達後も引き続き管理監督職に留任する職員について、育児休業の対象外とするため条文を追加するものでございます。第9条は、育児時間短時間勤務をすることができない職員を定める規定ですが、こちらも同様に60歳到達後も引き続き管理監督職に留任する職員を対象とする規定でございます。

次に、47ページから50ページにわたりますが、第16条は、育児短時間勤務職員に対する給与条例の適用についての読替表の改正です。

48ページをご覧ください。表の中の第5条第11項は、再任用職員の給料月額についての規定ですが、再任用制度が廃止されることから、この規定は定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に置き換わることとなりますが、定年前再任用短時間勤務職員は非常勤であることから、育児短時間勤務等の対象とならないため、この読替えを削ります。

次に、49ページをご覧ください。同様に表の中の第12条第5項も同じ理由により読替えを削ります。

その他給与条例中、「再任用短時間勤務職員」を引用している箇所を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。

次に、49ページ下からの第17条は、育児短時間勤務職員に対する勤務時間条例の適用についての読替表の改正です。勤務時間条例中、「再任用短時間勤務職員」を引用している箇所を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。その他法改正に伴う条文の整理を行うものでございます。

51ページをご覧ください。第8条関係は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表です。第1条は、地方公務員法について、以後頻繁に出てくることから、「（以下「法」という。）」の略称規定を加えるものでございます。次に、第5条は、初任給及び昇給の基準を定める規定です。

22ページをご覧ください。第8号以下を繰り下げ、新たに第8号として、60歳以上の職員の昇給に関する規定として、標準の成績では昇給せず特に良好または極めて良好の場合のみ昇給する旨を加えます。また、第11項の再任用職員の給料月額を定めた規定を削り、新たに第12項として、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定める規定を加えます。次に、第5条の2は、これまで再任用短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員の給料月額を定めていましたが、再任用短時間勤務職員の給料月額については、

前条第12項で新たに規定することとしたため、見出しを改め、条文から再任用短時間勤務職員に関する部分を削除して、任期付短時間勤務職員の給料月額を定める規定として整理するものでございます。

次に、53ページから59ページになりますが、第9条から第19条までの改正は、法改正に伴い「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えるほか、条文を整理をするものでございます。

59ページをご覧ください。下段にあります附則をご覧ください。法改正に伴い新たに導入する60歳超職員に対する給料月額7割措置に関する規定でございます。国家公務員においては、60歳超職員に対する給料月額7割措置は、65歳までの定年引上げが完了するまでの当分の間の措置とされ、国家公務員の給料表でも附則で規定されていることから、町においても同様に当分の間の措置として附則で規定するものでございます。第19項は、60歳超職員の給料月額は、60歳に達した日以後の最初の4月1日時点での給料月額の100分の70とする旨を規定します。

60ページをご覧ください。附則第20項は、給料月額7割措置の対象とならない職員を規定しています。対象とならない職員は、臨時的任用職員、任期を定めて採用される任期付職員、非常勤職員、管理監督職上限年齢制の特例として60歳を超えて引き続き管理監督職に留任する職員、及び定年の特例により勤務を延長された職員でございます。

次に、附則第21項は、管理監督職上限年齢制により他の職に降任等をされた職員に対する給料月額の調整額に関する規定です。管理監督職からほかの職へ降任等をされた後の給料月額の7割の金額が降任等をされる前の給料月額の7割に満たない場合、その差額を給料として支給する旨を規定します。

次に、61ページになりますが、附則第22項は、管理監督職勤務上限年齢制により他の職に降任等をされた職員には、降任後の給料月額の7割の金額を加えて降任等をされる前の給料月額の7割の金額との差額が支給されますが、合計した金額が降任後の職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合には、最高の号給との差額を支給することとするものです。次の附則第23号と第24号は、60歳超職員の給料月額7割措置について、他の職員との均衡を図る必要がある職員及び任用の事情を考慮する必要がある職員について、規則で別に給料の算出を定める旨を規定するものでございます。附則第25項は、規則への委任規定です。規則については、今後定めてまいります。

次に、62ページからの別表の改正は、法改正に伴い「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について基準給料月額の欄を加えるものでございます。

続きまして、63ページをご覧ください。第9条は、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表です。こちらは、法改正に伴い「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める改正です。

次に、新旧対照表には記載がありませんが、第10条として、法改正に伴い寒川町職員の再任用に関する条例の廃止を規定しております。20ページの改正条文の中段に記載されているものでございます。

最後に、この整備条例の附則をご覧ください。64ページからとなります。附則第1条は、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めます。なお、附則第11条は、事前情報提供・勤務意思確認制度の対象となる職員の年齢を60歳と定めている規定ですが、この規定は公布の日から施行いたします。

次に、附則第2条は、勤務延長に関する経過措置を定めます。第2条第1項は、改正前の定年条例の規定に基づき勤務延長している職員について、条例の施行日以後においても相当する事由がある場合、1年以内で勤務延長することができるように規定しています。

65ページになりますが、第2項は、勤務延長している職員における職制について、昇任等ができない旨を規定しています。第3項は、改正後の定年条例の規定の準用を定めるものでございます。次に、附則第3条は、暫定再任用制度を定める規定です。

次のページにわたりますが、第3条第1項は、現在再任用職員となっている者等について、改正後の定年条例において暫定再任用として採用することができる職員に関する経過措置を規定しています。

67ページをご覧ください。第3条第2項は、令和13年度末までの間65歳に到達する年度末まで選考により暫定再任用職員として採用することができる旨を規定します。

68ページをご覧ください。附則第4条は、地方公共団体の組合の退職者についての暫定再任用について、69ページをご覧ください。附則第5条は、暫定再任用職員となる者のうち短時間勤務となる職員に関する規定でございます。

70ページをご覧ください。附則第6条は、地方公共団体の組合の退職者で、暫定再任用職員となる者のうち、短時間勤務となる職員に関する規定です。

71ページをご覧ください。附則第7条は、常勤の暫定再任用職員の昇任等の特例として条例で定める職及び年齢を定めます。次に、附則第8条は、短時間勤務の暫定再任用職員の昇任等に関する前条の読替適用を定めます。

72ページをご覧ください。附則第9条は、短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任等の特例とする職を定めます。次に、第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置で、定年前再任用短時間勤務職員が定年相当年齢に達した後は、定年前再任用短時間勤務職員とすることができない旨を規定します。

73ページをご覧ください。下にございますが、附則第11条は、事前情報提供・勤務意思確認制度の対象とする職員の年齢を定める規定です。先ほど説明しましたが、こちらについては公布の日から施行される事項でございます。

74ページをご覧ください。附則第12条は、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置です。第1項は、公益的法人等への派遣の対象となる職員について暫定再任用職員を適用除外とする旨を規定するものです。第2項は、改正前の定年条例の規定に基づき勤務延長している職員は、施行日以後も勤務延長職員とみなす旨を定めます。

次に、附則第13条は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす旨を定めます。

次に、附則第14条は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置として、給料月額7割措置を受ける職員が、育児短時間勤務をする場合の給料月額の算出方法を定めます。

75ページをご覧ください。附則第15条は、寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置です。第1項は、改正前の定年条例に基づき施行日以後も勤務を延長している職員は、60歳超職員に対する給料月額7割措置の適用除外とする旨を定めます。第2項は、暫定再任用職員の給料月額

の決定は定年前再任用短時間勤務職員と同様とする旨を定めます。第3項は、暫定再任用職員の育児短時間勤務に係る給料月額算定方法の読替規定でございます。

76ページになりますが、第4項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の決定は、定年前再任用短時間勤務職員と同様とする旨を定めます。第5項は、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例を適用する旨を定めます。第6項は、暫定再任用職員の期末手当は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する旨を定めます。第7項は、暫定再任用職員の勤勉手当に関する読替規定でございます。第8項は、暫定再任用職員は、昇給や扶養手当、住居手当について適用除外とする旨を定めます。

最後に、77ページをご覧ください。附則第16条は、その他経過措置の規則への委任規定となります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。ここで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより議案第66号の質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 2点お伺いします。1点目の質問なんですけど、月額7割措置になって、ピーク時特例などもあって、メリットとしては、経験豊富な人材はそのまま残っていただけるのだとか、人手不足の部分ではメリットはあると思うんですけど、欠点としては、人件費が増加することが考えられたり、組織の高齢化が考えられて、今後若い職員の方をなかなか採用するというのは難しくなっていくかもしれない、そういったおそれがある中で、どのような影響を想定して今後どのような対策を考えているのか、1点目の質問としてお伺いします。

2点目の質問なんですけど、資料03-2の新たな人事制度の概要の、タブレットだと4ページで、61歳に引き上げられた定年年齢職員定数の上の条例に定める特例により管理監督職のままというところの項目で、条例に定める特例というのは、先ほど説明のあった定年の9条の1項、2項の部分なのかなとは思いますが、そのときに管理監督職上限年齢制の対象となる管理監督職というのは、先ほどお話の中で小学校校長先生だとか、幼稚園の園長先生だとかというお話だったと思うんですけど、その規定の部分って、どの規定に根拠があるのかというのが、例えば例規集の中ではその規定というのは特になかったんで、どこの規定が根拠になっているのかお伺いします。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 1点目のこの制度導入に対しての課題と申しますか、デメリットと申しますか、そういったご質問だったと思います。今後2か年に一度ずつ65歳まで引き上げられて、職員の年齢層が増えていくんですけども、確かにまず高齢化と申しますか、今までの経験された職員に引き続き勤めていただいて、常勤職員として働いていただく場合もございますので、そのときには知識の継承をさらに円滑に行っていただけるのかなというところはございます。一方で、2か年度に一度の退職になってしまいますので、その間は2年に一度、一方で定年退職者がいないというところもございます。その際に一番こちらとして懸念しているのが、新しい職員の採用がなかなか厳しくなるのかなというところもご

ございますので、こちらは全国的にこの制度について、どの自治体も課題としているところがございますけれども、今後の採用計画等を定数等に対してどれだけ増えていくのかというところに対しては、注意深く精査しながら採用計画を立ていく必要があるかなと思います。

2点目の管理監督職群についての規定の根拠なんですけども、こちらは新たに設けられる制度でございますので、今までの根拠条文にございません。これは国の法律に準拠して定めたものでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 1点目の質問ありがとうございます。分かりました。例えば決算カードを見ると、平成元年度って人件費が23億円ぐらいで、平成5年ぐらいから30億円を超え始めて、令和2年の決算カードだと33億円とどんどん上がっていく中で、今後また人件費を考えた中では、やっぱり上がっていくおそれがあるのかなというところで、そこをうまく対策していただけたらと思います。

2点目の質問なんですけど、規定をこれからつくるというわけではなく、国の法令に基づいてという解釈なんですかね。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 委員のご発言のとおりでございます。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 法令の中に例えば教頭先生だとか、そういった定義がちゃんと書かれている、法令の中にあるという解釈でいいんですかね。その法令って何法なのかお伺いします。

【黒沢委員長】 高橋副主幹。

【高橋副主幹】 法令としましては、もともと今回の条例改正の大本になるものは、地方公務員法なんですけれども、特定管理監督職群につきましては、今回の法改正の中で新たに設けられた制度になります。先ほど説明の中で、校長、教頭ですとか、幼稚園の園長だとかという話があったかとは思いますが、これはあくまで国では、こういった職種があれば、そういった職種の方たちが該当しますよということで例として示されているものになります。実際寒川町でそれに該当する管理監督職のグループがあるかと言われれば、現時点ではそういったグループはございません。ただ、今後はそういった職種が仮にできたとして、適用する場合も想定され得ることから、条文の規定として整備するというものがございます。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、私も特例任用の関係でお伺いしたいんですが、今幼稚園の先生、小・中学校の校長先生という話があったんですが、あくまでも行政としての管理監督職という考え方からすると、必要な部分というのは出てくると思います。そういった中で、特例任用するに当たっての基準というのは設けるのかどうかというところですね。その辺で忖度が出てきちゃうと、言い方は悪いんですが、声の大きい人、力のある人に、俺は特例任用できるんだよということを強く言われちゃうと、それもまた困ったものだなというのがあって、そういった基準をきちんと決めていくのかどうかというところですね。それをお伺いしたいと思います。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 特例任用につきましては、先ほど条文の説明の中でもさせていただきましたが、あくまでも国で示された中では、先ほどの管理監督職群に似通った管理監督職のグループにある場合、学校長、教頭等そのほかにも、期間限定的なプロジェクトでそちらの方を代えるに当たっては、事業に支障がある、公務に支障があるというところの状況で例示はされておりますので、そういった部分につきましては、今後国の例示等を確認しながら判断することとなりますけれども、今寒川町の中ではそういった部分は今までは特に事象は出ていないというところから、現在のところはまだ規定については定める考えはございません。今後必要に応じて検討していく必要があるとは考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。プロジェクトというところで、近い将来であれば、新幹線新駅とかというところが出てくる可能性はなきしもあらずというのは、実は綾瀬では、東名のインターの関係で、あそこが開通するに当たって、それを担当していた部長が、開通の1年か2年前に退職だったんですが、そのまま参事という形で残っていた傾向がありましたので、要はネクスコ中日本とのやり取り、その辺をずっと引き継いでやっていたというのがあったので、そういったところでのプロジェクトをやっていただければありがたいなと思いますので、回答は結構です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

天利委員。

【天利委員】 何点かお聞きします。新たな人事制度の概要の10分の6、60歳から定年年齢までの間の給与の関係のところですか。まずはその前に、基本的には希望する職員全員が民間でいう再雇用の対象なのかお聞きしたいのと、それによって年に一度人事評価をされていると思いますが、再雇用、再任用、そういったところで60歳定年後も働きたいという方に対して人事評価をどう取り入れていくのか、そこのところをお聞かせいただきたいのと、10分の6の管理監督職ということで、ここで書いてある6級55号給で40万何がしと書いてあるんですが、例えば60歳を過ぎて異動日になったときに、管理監督職6級55号給、それを継続する場合、この給料月額というのが変わるのか変わらないのかお聞かせいただきたい、それと10分の8の定年引上げに伴う退職というところでございますが、ちょっと聞き漏らしたんですが、60歳を過ぎた後退職手当については、60歳以降63、65歳と書いてあるんですが、65歳の退職日を迎えるまでのトータルの金額の退職手当が算定されるという意味合いで説明いただいたのか、その3点についてお聞かせいただきたいんですが。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 1点目の60歳を過ぎての常勤、あるいは定年前再任用というところは、こちらにつきましては、基本的には常勤のまま定年まで勤めていただくというのが基本になると思いますけれども、先ほど言いましたとおり、60歳になる前の段階で、59歳の年度の段階で人事制度について対象者についてご説明します。給与制度、あるいは退職手当について、任用について説明をした上で、ご本人が常勤を希望するか、あるいは定年前で退職して短時間勤務をするかという希望を取りますので、そういった部分についてはそれを尊重しますが、先ほど説明させていただいた中では、勤務実績も影響しますので、

こちらについては職員の人事評価の成績について特に問題がなければ希望どおりになろうかなというところだと思います。

2点目の概要での6ページにありますけども、国の制度の中では、60歳になった段階で非管理監督職に降任するという制度になっていますけども、通常の自治体は、60歳になった年の次の4月1日の段階で降給になるだろうというのが基本ですので、町の場合は60歳を過ぎても翌年の特定日を迎えるまでは金額は変わらず、60歳になった段階のピークの給料を維持していくというご理解をお願いいたします。

それから3点目の退職手当につきまして、8ページなんですけども、60歳を迎えた特定日4月1日で、給料月額7割になりますので、基本、給料を基礎にして退職手当が算定されますが、ピーク時特例という形によって当分の間については、まず60歳のピークの段階でまず退職手当を計算して、その後常勤で定年を迎えるまでの間について、あるいは退職するまでの間の退職手当については、そのときの給料月額を基本にして計算したもの、それを合算して支払いをするという制度となっているということでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 天利委員。

【天利委員】 ありがとうございます。いいなって思っちゃったんだけど、人事評価は一応加味するというので、1年前ぐらいに、民間企業もそうですけども、民間は誕生日じゃなくて、誕生日が来たときには提示されて、1年前に、あなたの給与はこれになりますよというところで再雇用しますか、しないですか、そういう段取りを踏まれているので、そこは特に理解したところでございますので、ありがとうございます。

もう一つは、10分の6の異動日、4月1日以降というところ、基本的に管理監督職で異動日以後にもそういうことになると、普通ですと給与体系というのは変わらないというところで、今私は理解しているところでございまして、そこを下がってしまうと、7割、3割減になってしまうと、管理監督職という位置づけが危うくなるのかなという思いがあるので、そういう国からの方針であれば仕方ないなどは思っているんですが、もう一度そのところを今後町としてどう考えていらっしゃるのかというところでございます。

あと、退職手当につきましては、理解いたしましたので、職員の方がより有利なことでございますので、よろしく願いいたします。1点だけお願いします、再度。

【黒沢委員長】 皆川人事課長。

【皆川人事課長】 6ページ目の資料につきましては、国が示された事例を出されていますので、60歳の年度の途中で降任をする、60歳になった段階で降任をするというところの事例になっておりますけども、基本的に我々では、最後の3月31日まで部長職なら部長職、課長職なら課長職でいてもらうという前提ではございますので……。

【黒沢委員長】 多分天利委員の質問の趣旨は、管理監督職がいました。特例でそのまま管理監督職に残る人も中にはいるよねと、先ほど説明のあった園長先生だったりとか、学校の校長先生、そういう方たちが管理監督のまま1年ごとに継続できることになっているから、その役職がそのままだった場合、給料はどうなりますかという質問だったかと思うんですよ。それでいいですよ。

1回目の皆川課長の答えとしては、ピーク時の給料が継続されるんじゃないんですかという答えがあったかと私は認識したんけど、そうじゃないのかな。町としては、そういう人は現段階では想定していないので、基本的にはしばらくそういうことはないのかなとは思いますが、もしそうなった場合、そういうケースが出た場合、給料体系というのはどうなりますかというご質問だったかと思います。

高橋副主幹。

【高橋副主幹】 ご質問の特例任用により60歳に到達した後も、引き続き管理監督職に居続ける管理職の給料形態についてのご質問ということでなんですが、61歳以降も引き続き管理監督職にいる方につきましては、7割の措置というのは適用されませんので、その職種のお給料がそのまま支給されるという形になります。

【黒沢委員長】 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第62号 寒川町自治基本条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 おはようございます。それでは、付託されました議案第62号 寒川町自治基本条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては岡野町民協働課長から、質疑等につきましては、出席職員で対応させていただきますので、何とぞご審査の上可決賜りますようお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、議案第62号 寒川町自治基本条例の一部改正についてご説明いたします。本会議場での町民部長の説明と重なる部分もございますが、ご了承ください。

個人情報の保護につきまして、これまでは寒川町個人情報保護条例に基づき、寒川町自治基本条例の中でも定めておりましたが、地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正するため、国が全国統一のルールを定め、令和5年4月1日に改正個人情報保護法が施行されることに伴い、寒川町個人情報保護条例についても整備される予定であるため、該当する条文の整備をするものです。

タブレット新旧対照表をお開きください。該当する条文は、第16条の個人情報の保護に関する条文で、町は、別に条例で定めるところにより個人情報の保護に努めなければなりませんと定めていた条文のうち、「別に条例で定めるところにより」の一部分を削除するものです。個人情報の保護について町の条例で定めていたものが国の法に基づくものに代わりますが、町として個人情報の保護に努めることには変わりありませんので、寒川町自治基本条例の第16条全体を削除するのではなく、「別に条例で定めるところにより」の一部分だけを削除する一部改正としております。

なお、この条例の改正は、上位条例の法令等に関する改正であり、町に裁量がないため、パブリックコメントは不実施としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 説明が終わりましたが、今回国の法律にのっって条文の一部削除になりますけど、今説明でありましたが、国の法律にのっって、町の個人情報保護条例のところ、裁量がなくなるけど、でも、それでも個人情報の保護に努めるということでは変わらないということは分かるんですけど、こちらとしては、根本的なところで国の法律自体に問題があるということで、今年3月でも反対したわけなんですけど、あくまで条例なので、特に基本条例のところ、問題というのはこの段階ではないということによろしいんでしょうか。

【黒沢委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ご質問ありがとうございます。上位条例の改正によるものでございますが、自治基本条例の中で個人情報の保護について定めている部分を適正に示すということで、特に条例の内容としては変更もございませんし、問題もないと理解しております。ただ、条例が一部改正ということで変更はされますので、ホームページや広報などで周知はしてまいりたいと考えております。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第67号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、付託されました議案第67号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、引き続き岡野町民協働課長から、質疑等は出席職員で対応させていただきますので、何とぞご審査の上可決賜りますようお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 それでは、議案第67号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について説明いたします。該当する特定非営利活動法人の指定期間が令和4年12月31日で終了することにより、当該NPO法人より町要綱に基づき更新の申出がされたため、条例の一部改正をするものです。

まず、この条例が制定された平成30年当時の背景ですが、平成23年6月に地方税法等の一部を改正する法律の改正が行われ、NPO法人の財政基盤づくりを税制面から支援するため、寄附金税額控除を定めた地方税法第314条の7第1項に新たに第4号が追加され、都道府県、そして各市町村の条例で個別に指定されたNPO法人、これより指定NPO法人といたしますが、この指定NPO法人への寄附金の

個人住民税の税額控除制度が創設されました。

これにより町内を活動区域とする指定NPO法人1法人が、神奈川県指定を受けたことに伴い条例の制定を行ったものです。今回の改正は、条例の制定時に定めた5年間、平成30年1月1日から令和4年12月31日までの期間が終了することに伴い、指定NPO法人から神奈川県に更新の申請がされ、神奈川県知事より更新相当の答申結果通知書が本年9月に町長宛てに送付されました。これを受け、指定NPO法人より、町要綱に基づき更新の申出が提出され、今回の条例改正を行うこととなりました。

なお、この指定NPO法人についての概要ですが、更新予定のNPO法人は、特定非営利活動法人トムトムで、代表者は、伊藤久美子氏、主たる事務所の所在地は、茅ヶ崎市萩園2336番地2となっております。

新旧対照表をお開きください。期間を定める表の一番右側が今回の改正部分となります。本議案が可決されましたら、令和5年1月1日の施行とする予定です。また、経過措置として、改正前の期間に寄附をした場合についても従前のおり効力を有するものとしております。

なお、この条例の改正は、町税に関するもの及び上位条例の法令等に関する改正となるため、パブリックコメントは不実施としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、何点か質疑させていただきたいと思います。この条例は、平成30年に制定されているというところで、その当時の制定時の資料を見せていただきました。その中で、特定非営利活動法人トムトムの活動の実態なんです、個人住民税の税額の控除というところが非常に大きい部分だと思いますので、トムトムの活動実態というのはつかんでいますでしょうか。

【黒沢委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ただいまご質問いただきました特定非営利活動法人トムトムさんの活動実態ということなんです、トムトムさんにつきましては、平成13年4月4日に設立登記をしております、茅ヶ崎市に主たる事務所を設置、また平塚市、茅ヶ崎市に支部や事業所などを開設しております。このNPO法人の定款の目的には、この法人は、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市を中心とした地域に存在するハンディキャップのある方々及び高齢者とその家族に対して、その方々の要望に合った支援サービスを提供することにより、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とすると記載されております。

主な事業内容としましては、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスや特定相談事業、児童福祉法に基づく障害児相談支援や通所支援事業などがございまして、ハンディキャップのある当事者とその家族に対する個々の要望に合った支援サービスを提供している団体となっております。

以上です。

【黒沢委員長】 山上委員。

【山上委員】 基本的には平塚市と茅ヶ崎市に事業所があるというところなんです。本来であれば福祉課に聞けば一番いいことなんです、そちらに多分町民の方が通所等々で利用をしているのかなと思いま

す。そういったところで、町に対するメリットということで、この条例制度による効果というところで、前回の制度の説明の中であったんですが、そのメリットはつかんでいますでしょうか。

【黒沢委員長】 岡野町民協働課長。

【岡野町民協働課長】 ご質問いただきました今回の条例制定における町のメリットということでよろしかったかと思うんですけど、町につきましては、個人住民税が減少となってしまいます。ただ、それ以上に福祉の増進、住みよいまちづくりの推進など、様々な活動による効果が期待できると考えております。また、町民の皆様にとりましても、町が条例で指定した指定NPO法人に寄附をすることにより、その寄附金が個人住民税の税額控除の対象となりますので、より寄附をしやすくなると考えております。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第68号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

戸村町民部長。

【戸村町民部長】 それでは、付託されました議案第68号 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては高木町民安全課長から、質疑等は出席職員で対応させていただきますので、何とぞご審査の上可決賜りますようお願い申し上げます。

【黒沢委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 それでは、寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。資料06議案第68号寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてをご覧ください。本条例の改正の背景につきましては、近年の災害の多発、激甚化から、消防団員の一人一人の役割の増加や、また消防団員数の減少により団員の労苦に報いるための適切な処遇改善を行うため、本年3月総務省消防庁から、非常備消防団員の報酬等基準等の一部改正について、基準となる金額が示されましたので、現在の出勤手当を見直し、これまででありました費用弁償を出勤報酬と改め、金額を増額いたしまして、消防団員の処遇改善を図るために条文の整備を提案するものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。第8条、服務規律におきましては、災害の定義を整理いたしまして、現行の「水火災その他の災害」を改正案の「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」といたします。

次に、第12条及び第13条ですが、団員の報酬及び費用弁償に関する規定を整理するため、その全部を改めます。改正案の第12条第1項におきましては、団員の報酬を年額報酬と出勤報酬に分けるため、団

員の報酬は年額報酬及び出勤報酬とすると規定し、改正案の第2項におきましては、団員に年額報酬を支給する旨及びその年額を定めております。

なお、団長から団員までの年額報酬は、現行第12条第1項に定められていた報酬の年額と同額でございます。

改正案第3項及び第4項におきましては、出勤報酬に関する規定を定めております。出勤報酬は、現行の第13条第1項に定められていた費用弁償の「出勤手当」を「出勤報酬」と改めたもので、団員が災害の職務に従事する場合、点検、研修、広報活動等の災害以外の職務に従事する場合において支給するものでございます。改正案第3項におきましては、出勤報酬を支出する旨及びその日額を定めておりまして、その額は、災害の場合は1日につき8,000円、災害以外の場合は1日につき4,000円となっております。

なお、当該日額につきましては、改正案の第4項にありますように、1日の職務に従事する時間が4時間未満であった場合においては、災害の場合は1日につき4,000円、災害以外の場合は1日につき2,000円となります。改正案の第5項におきましては、改正前の第12条第2項と同様に報酬の支出方法につきましては、寒川町非常勤特別職員等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第3条を準用する旨を定めております。

次ページをご覧ください。改正案の第13条におきましては、費用弁償に関する規定を定めておりますが、費用弁償について定めていた現行の第13条のうち第1項に定められていた出勤手当に関する規定が不要となりましたので、第2項に定められていた団員が公務のために旅行した場合に費用弁償を支給する旨の規定のみ改正案の第13条として定めております。

なお、その額及び支給方法につきましては、従来と同様に寒川町職員の旅費に関する条例に定める8級の職員の旅費の例によることとしております。

最後は附則でございます。第1項は、施行期日を定めるものでございまして、この条例は、令和5年1月1日から施行するものでございます。第2項は、適用に関する経過措置を定めるものでございまして、出勤報酬に関する規定につきましては、この条例の施行日以後に団員が災害訓練等の職務に従事する場合の出勤報酬について適用し、同日前に団員が災害訓練等の職務に従事する場合における出勤報酬はなお従前の例による旨を定めるものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

天利委員。

【天利委員】 1点だけ教えてください。議案第68号の消防団の定員というところの5分の2の資料の中で、4番目、12条の第4項、1日の職務に従事する時間が4時間未満というのが書いてあると思うんですが、4時間という時間はいいんですが、その4時間は昼間なのか、深夜なのか、昨日も結構雨がひどかったと思うんですが、大体災害というのは夜から明け方にかけてが多いと思うんですけども、火災も結構最近が多いことになっているんですが、ほとんど夜中とか、そういったときに起きる、朝方起きるという私の個人的な認識があるんですけども、昼間の4時間なのか、深夜なのかというところで、そういったところの配慮があるのかなのか、民間ですと深夜料金みたいな、そういったことがあるの

かどうか教えていただきたいんですが。

【黒沢委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 あくまでも今回の報酬につきましては、1日当たりの費用となりますので、日をまたいだ場合には2日分のその時間内の費用で支給するという形となっております。例えば10時から0時に出動して、2時間であれば災害時であれば4,000円、その後また日をまたいで2時間やれば、またそこで4,000円という計算となります。よろしくお願いします。

【黒沢委員長】 天利委員。

【天利委員】 分かりました。またげばいいんですね。ちょうどいいまがない時間だったら、2日報酬が支給されるんですけど、深夜ということになってしまうと、例えば12時過ぎて1時とか2時とか3時とか、4時間なので、多分その1日というのは、仕事にならない状況だとは思いますが、できればそういったところを考慮して、今後消防団の処遇改善、これだけ処遇改善していただいて本当にありがたいんですけども、もう一步先を行って、消防団員が夜活動できるようなご配慮をいただければというところで、お願いというんですか。要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【黒沢委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 今回1日8,000円と災害以外は4,000円というのは、国で示された基準を基に算定させていただいておりますので、また国の基準等が示されましたら、その辺はすぐ対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、吉田副委員長。

【吉田副委員長】 1点だけ。今回活動報酬のところを手厚くさせていただいた分には大変助かるんですけども、これから最近の動きとして茅ヶ崎と統合してからなんですけど、連絡の中で、今までであれば、もしかしたら出動するかもしれないということで、例えば待機ですよ。これが出動とか活動に当たるのかは、これからも明らかにしてほしいし、周知をしていただきたい。というのは、先日も北部でございましたけれども、用意できる人、準備できる人、待機できる人というのは、多分自主的には動けるような態勢を取ってくださったとは思いますが、結局どこで解除していいのかとか、どこまで自主待機すべきなのか、それとも仕事先から戻るべきなのかどうかというのを非常に悩まれた例があったそうですので、確かに難しいとは思いますが、できる限り連絡を密にとか、周知していただきたい、例えば北部の分団は待機してくださいよとか、そういうのがあったら、南部はまだいいかなと思えるんでしょうけど、特にこの前は特殊な火災だったので、場合によってはもしかしたら全体出動があり得るかなということもあったので、待機してくださった方もいらっしゃったと思いますから、出動なのか待機なのかというのを周知していただきたいのと、待機するのであれば、それは指令なのかどうかというのは分からないですが、分団員の動きを指示しやすくなるというか、しかもコロナ禍ですので、皆さんも動き方が変わってきていると思いますし、動きづらさもあるでしょうから、

もう少し明確な指示を出していただけると助かるなと思うんですけども、見解があればお答えいただければと思います。

【黒沢委員長】 高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 火災につきましては、茅ヶ崎の指令通信システムから、消防団が一番近いところが出動という通知が出るような形になっております。また、動員を必要とする指揮隊が消防団の増員が必要だという指示を出しましたら、また指令からメールが出て、部隊が増強されるという形となっております。風水害の場合につきましては、災害対策本部からそちらの必要な消防団、例えば土のうを配っていただきたいとか、浸水状況を確認していただきたいという指示は、災害対策本部から発動します。ただ、確かに雨の状況によって自宅待機をしていただきたいというところは、なかなか難しい現状ではありますけれども、その辺はまた分団長会議とかで、例えばですけど、車の乗員定数に限って詰め所で待機していただくとか、その辺はお話をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

【黒沢委員長】 今、課長、お答えがあった例えば詰め所で待機してくださいと、これは災害対策本部からその指示を出した場合については、報酬の対象になるという理解でよろしいでしょうか。

高木町民安全課長。

【高木町民安全課長】 対象となります。よろしくをお願いします。

【黒沢委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 今、委員長がおっしゃってくださったとおり、かといって、報酬をつけていただけるのはありがたいですが、そのために活動の声かけがしづらくなってしまっても、これはまた意味がないと思いますので、適切に指示を出していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

【黒沢委員長】 じゃ、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託された議案につきましては、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決に入りますけれども、討論、採決の休憩はどれくらい取りましようか。

(「15分ぐらい」の声あり)

【黒沢委員長】 じゃ、再開を11時半にしたいと思いますので、それまで休憩といたします。

それでは暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前に質疑まで終わっておりますので、これより付託されました議案につきまして、個別に討論、採決に入ります。初めに、議案第64号 寒川町情報公開条例の一部改正について討論はありますか。初めに反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第64号 寒川町情報公開条例の一部改正について、反対の立場で討論いた

します。

この条例の改正ですけど、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律を廃止し、あと法改正で行政が持っている個人情報を企業と共有できるということになると思います。個人情報システムも全国統一になると聞いていますが、個人情報保護条例の規定に基づき個人情報の取扱い、目的外使用、提供について、町民の個人情報の保護の後退が懸念されることから反対といたします。

【黒沢委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号 寒川町部設置条例の一部改正について討論はありませんか。初めに反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について討論はありませんか。初めに反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号 寒川町自治基本条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第62号 寒川町自治基本条例の一部改正について、いわゆるデジタル関連

法が制定されたことによる条文の整備を行う議案ですけど、法改正では、行政が持っている個人情報を企業と共有することができることとなります。個人情報を保護しなければならないことは当たり前ですけど、町民の個人情報の保護の後退が懸念されることから反対といたします。

【黒沢委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 なきようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論がなきようですので、討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号 寒川町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 討論がなきようですので、討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたします。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。

大変にご苦労さまでした。また、ありがとうございました。

午前11時35分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月21日

委員長 黒 沢 善 行